

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和2年12月1日(火)

午前8時30分 解禁

担当

職業安定部職業安定課

課長 草木 一之

課長補佐 眞田 義信

電話 075-241-3268 (ダイヤル)

## ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和2年10月分まで)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク(公共職業安定所)において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

京都労働局及び管下各ハローワークでは、令和2年度における主要3指標(就職件数、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数)について別紙のとおり目標設定していますが、令和2年度10月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 10月までの取組の進捗状況(京都労働局計) >

1. 就職件数(常用)

13,329件 (10月までの目標達成率: 76.9%)

2. 求人充足件数(常用)

13,034件 (10月までの目標達成率: 76.5%)

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

5,328件 (9月までの目標達成率: 100.3%)

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は9月分となります。

令和2年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和2年10月）

●就職件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		5,162	3,579	69.3%	▲ 1,583	8,390	42.7%
京都七条所		4,087	3,050	74.6%	▲ 1,037	6,706	45.5%
伏見所		1,610	1,431	88.9%	▲ 179	2,595	55.1%
宇治所		1,663	1,265	76.1%	▲ 398	2,635	48.0%
京都田辺所		1,315	1,107	84.2%	▲ 208	2,191	50.5%
福知山所		1,600	1,255	78.4%	▲ 345	2,604	48.2%
舞鶴所		940	874	93.0%	▲ 66	1,639	53.3%
峰山所		961	768	79.9%	▲ 193	1,562	49.2%
京都労働局		17,338	13,329	76.9%	▲ 4,009	28,322	47.1%

●充足件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		5,673	4,159	73.3%	▲ 1,514	9,272	44.9%
京都七条所		3,775	2,577	68.3%	▲ 1,198	6,093	42.3%
伏見所		1,861	1,625	87.3%	▲ 236	3,026	53.7%
宇治所		1,672	1,288	77.0%	▲ 384	2,721	47.3%
京都田辺所		875	729	83.3%	▲ 146	1,403	52.0%
福知山所		1,498	1,228	82.0%	▲ 270	2,489	49.3%
舞鶴所		794	755	95.1%	▲ 39	1,407	53.7%
峰山所		886	673	76.0%	▲ 213	1,424	47.3%
京都労働局		17,034	13,034	76.5%	▲ 4,000	27,835	46.8%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

安定所	項目	9月までの目標目安値	9月までの実績累計値	9月までの目標目安値 に対する達成率	9月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		1,725	1,792	103.9%	67	3,188	56.2%
京都七条所		1,198	1,186	99.0%	▲ 12	2,263	52.4%
伏見所		705	740	105.0%	35	1,296	57.1%
宇治所		534	519	97.2%	▲ 15	1,001	51.8%
京都田辺所		409	388	94.9%	▲ 21	791	49.1%
福知山所		310	314	101.3%	4	549	57.2%
舞鶴所		181	173	95.6%	▲ 8	326	53.1%
峰山所		252	216	85.7%	▲ 36	444	48.6%
京都労働局		5,314	5,328	100.3%	14	9,858	54.0%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。